監督命令

平成２６年（再）第１号
愛媛県松山市堀江町甲1470番地１
再生債務者　株式会社エスイー
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　松山市千舟町４丁目５番地２平成ビル４階　山下清法律事務所　弁護士　山下　清
平成26年９月19日　　松山地方裁判所民事部

再生手続開始

平成２６年（再）第４４号
東京都武蔵野市境２丁目14番１号
再生債務者　株式会社マデラ
１　決定年月日時　平成26年９月22日午後２時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年10月23日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成26年11月27日から平成26年12月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２３年（再）第２７号
東京都江戸川区東小松川２丁目７番22号
再生債務者　橋口　貢一
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成26年９月22日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再）第３号
金沢市鳴和１丁目18番３号
再生債務者　株式会社坂田組
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成26年９月22日　　金沢地方裁判所民事部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２６年（再）第３２号
東京都新宿区西新宿１丁目19番５号
再生債務者　株式会社サンダンス・リゾート
１　主文　本件再生手続を廃止する。
再生債務者について保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　東京都港区西新橋１丁目２番９号　日比谷セントラルビル８階　加々美法律事務所　弁護士　加々美博久
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成26年９月19日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２６年（再イ）第３２号
相模原市中央区緑が丘１丁目29番27号
再生債務者　三上　　優
１　決定年月日時　平成26年９月22日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年10月14日まで
４　一般異議申述期間　平成26年10月27日から平成26年11月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（再イ）第１０号
岐阜県多治見市東山２丁目６番地の６
再生債務者　吉村　　浩
１　決定年月日時　平成26年９月24日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年10月15日まで
４　一般異議申述期間　平成26年10月29日から平成26年11月12日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（再イ）第１１号
岐阜県多治見市東山２丁目６番地の６
再生債務者　吉村ニベアこと　ヨシムラ　ニベア
１　決定年月日時　平成26年９月24日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年10月15日まで
４　一般異議申述期間　平成26年10月29日から平成26年11月12日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（再イ）第２３号
岡山県倉敷市船穂町船穂836番地７
再生債務者　小原　由行
１　決定年月日時　平成26年９月24日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年10月15日まで
４　一般異議申述期間　平成26年10月29日から平成26年11月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部

平成２６年（再イ）第６２号
千葉県柏市宿連寺416番地１　ＮＩＣアーバンハイツ柏502号
再生債務者　伊藤　正拓
１　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年10月17日まで
４　一般異議申述期間　平成26年10月24日から平成26年11月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（再イ）第４６８号
東京都品川区東中延２―７―10
再生債務者　上久保良男
１　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年10月17日まで
４　一般異議申述期間　平成26年10月31日から平成26年11月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再イ）第４７０号
東京都大田区西蒲田７―52―２―803、住民票上の住所岡山県美作市海田2317―２
再生債務者　小林　憲司
１　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年10月17日まで
４　一般異議申述期間　平成26年10月31日から平成26年11月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再イ）第４９２号
神奈川県川崎市中原区宮内１―７―８
再生債務者　犬貝　雅徳
１　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年10月17日まで
４　一般異議申述期間　平成26年10月31日から平成26年11月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再イ）第４９７号
東京都大田区上池台４―20―７
再生債務者　阿部　裕子
１　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年10月17日まで
４　一般異議申述期間　平成26年10月31日から平成26年11月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再イ）第５０６号
東京都調布市深大寺東町２―15―48
再生債務者　上川　辰尊
１　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年10月17日まで
４　一般異議申述期間　平成26年10月31日から平成26年11月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再イ）第５４号
神戸市須磨区前池町５丁目１番19号
再生債務者　岡田　和夫
１　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年10月17日まで
４　一般異議申述期間　平成26年10月24日から平成26年11月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２６年（再イ）第３号
岩手県二戸市仁左平字稲荷90番地１
再生債務者　平船　成海
１　決定年月日時　平成26年９月22日午後４時30分
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年10月20日まで
４　一般異議申述期間　平成26年11月４日から平成26年11月17日まで
盛岡地方裁判所二戸支部